令和3年予備試験 論文式試験分析会 民法

上三 東京リーガルマインド



LU21588

民法 問題

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した(以下「本件ワイン売買契約」という。)。

当事者 買主A, 売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本(以下「本件ワイン」という。)

代 金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

- 2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した(以下「本件賃貸借契約」という。)。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。
- 3. 令和3年8月30日未明,冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。
- 4. 令和3年9月1日, Bは, Aに対して, 本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが, Aはこれを拒絶した。

[設問1]

Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実(続き)】

- 5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を 貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であ り、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から 購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品 を取り出してレストラン等に配送していた。
- 6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000

LEC·令和3年予備試験論文式試験分析会·民法

万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した(以下「本件金銭消費貸借契約」という。)。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のような合意をした(以下「本件譲渡担保契約」という。)。

- ① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内 にある全ての酒類 (アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。)を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。
- ② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡する ことができる。
- ③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類 を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡 担保の目的となる。
- 7. 令和3年10月15日, Aは, ウイスキーの流通業者Dから, 国産ウイスキー100ダース(以下「本件ウイスキー」という。)を1200万円で購入した(以下「本件ウイスキー売買契約」という。)。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には, 以下のような条項が含まれていた。
 - ① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。
 - ② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。
 - ③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。
- 8. 令和3年10月20日, Dは,本件ウイスキー売買契約に従って,本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが,どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。
- 9. 令和3年11月10日, Aは,本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが,本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ,Aは,Cから,①倉庫丙内の酒類は,本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され,対抗要件も具備されていると主張されているとして,本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは,②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること,③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても,本件ウイスキーには,本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

[設問2]

- (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、【事実】 9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。
- (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の③の主張に留意しつつ論じなさい。

民法 解答のポイント

本問は、設問1でいわゆる複数契約の解除について、設問2で集合譲渡担保の有効性、及び所有権留保特約との優劣関係が問われている。いずれも判例を基準に論述することが期待されているものである。

設問1では、本件ワイン契約と本件賃貸借契約のそれぞれについて、解除が可能な否かを検討しなければならない。まず、本件ワイン契約については、目的物が「飲用に適さない程度に劣化」してしまったことから、履行不能にあたり無催告解除できるということに間違いないであろう。念のため、反論としては、543条により、倉庫甲に本件ワインを留めおいたのはAが倉庫を賃借等できなかったからであり、債権者Aに帰責性が認められる、というものが考えられはする。しかし、引渡日よりも前に合意で保存場所を変更している以上、帰責性があるとはいえないであろう。

論点となる箇所は、本件賃貸借契約である。履行期日前に機能は復旧していることから、本件賃貸借契約それ自体にはなんらの瑕疵もない。しかし、Aは本件ワインを保管するために本件賃貸借契約を締結したことから、本件ワインの売買契約が解除された以上、本件賃貸借契約を維持することに何らの意味もない。そこで、最判平成8年11月12日を引用し、本件2つの契約が、相互に密接に関連していることを理由として、解除を主張することとなる。

設問2では,集合譲渡担保の有効性がまず論じられなければならない。集合譲渡担保は,①種類,②所在場所,③量的範囲を指定するなど,何らかの方法で目的物の範囲が特定されている限り,集合物という1つの物を目的とする譲渡担保として有効である(最判昭和62年11月10日)。また,本問では,既に占有改定による対抗要件も具備されていることから,Cの①の主張に問題はなく,他方でDの②の主張には理由がない。

そうすると、有効に成立した集合動産譲渡担保と、所有権留保特約のいずれが優先するかが問題となるが、最判平成30年12月7日は、本件と同種の事案において、所有権留保特約が優先することを認めている。

したがって、Dの③の主張を前提とした場合、DはCに対してウイスキーの所有権を主張することができることとなる。

設問 1 及び 2 のいずれも、上記判例の規範を正確に理解し、本件事案を正しく当てはめることが必要であったといえる。

民法 解答例

第1 設問1

1 本件ワイン売買契約について

Aは、本件ワインが飲用に適さない程度に劣化してしまったことから、「債務の全部の履行が不能である」(民法542条1項1号)と主張し、無催告解除を行うと考えられる。

これに対してBは、本来Aが購入又は賃借する倉庫に本件ワインを搬入する予定であったところ、Aがこれを手配できなかったために倉庫甲に置かざるを得なかった点にAの帰責性があるとして、解除権を行使し得ない(543条)と反論する。

しかしながら、Aは、本件ワインの本来の引渡日に先立ってBと交渉し、その了承を得て保管場所を変更しているのであるから、これを帰責事由と解することはできない。

したがって、Aは、本件ワイン売買契約を解除しうる。

2 本件賃貸借契約について

Aは、本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約が一体のものであるとして、本件ワイン売買契約が解除された以上、本件賃貸借契約を締結しても無意味であることを理由として、契約の解除を主張すると考えられる(542条1項1号)。

これに対して、Bは、本件ワイン売買契約と本件賃貸借契約はそれぞれ別個独立の契約であり、かつ冷蔵庫甲は修理によって使用に何らの支障もなくなっていることから、本件賃貸借契約それ自体は履行不能ではなく、解除は認められない旨反論する。

そこで、両契約の関係を検討すると、同一当事者間の債権債務関係が、形式上は2個の契約から成っている場合でも、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられている場合には、一方の契約の債務不履行を理由に、他方の契約も解除することができると解するのが相当である。

本件においては、本件賃貸借契約は、Aが本件ワインを保管するために締結されたものである。たしかに、「将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定」であったことから、倉庫甲は本件ワインのためだけに賃借されたとは解しにくい事情も存する。しかしながら、当該予定は、あくまでも「将来的には」というものであり、かつ倉庫甲の賃貸借契約は「当面の保管場所」として1年間の約定でなされたにすぎない。

したがって、本件賃貸借契約は、あくまでも本件ワインを保管する ためだけになされたものであって、本件ワイン売買契約と相互に密接 に関連付けられているといえる。

よって、Aは、本件賃貸借契約を解除しうる。

第2 設問2

1 小問(1)

(1) Cは本件譲渡担保契約を第三者に対して主張できるためには譲渡担保権設定契約が有効であり、当該契約を第三者に対抗出来ることが必要であるところ、問題文中の主張を踏まえつつCの主張が認められるか検討する。

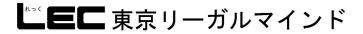
- (2) 譲渡担保権は慣習上認められている担保物権であるところ,①被担保債権の存在②譲渡担保権設定契約③設定契約時に設定者が目的物の所有権を有していたことが認められると譲渡担保権は有効となる。そして目的物が動産である場合において譲渡担保権を対抗するためには④対抗要件として(178条)引渡しを受ける必要があるところ担保権としての性質上,占有改定(183条)も含まれると考える。
- (3) CはAに対して本件消費貸借契約に基づく貸金返還請求権を有していることから被保全債権の存在が認められる(①充足)。

譲渡担保権設定契約について、集合動産を目的物とする場合であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物の範囲が特定されている場合には1個の集合物として譲渡担保の目的となり得る。本件譲渡担保契約の目的物の明確性は問題となるものの(②の主張)本件譲渡担保契約は倉庫丙内の全ての酒類が対象とされており目的物の範囲が特定されていることから有効な譲渡担保権設定契約であるといえる(②充足)。

また, 丙倉庫内の酒類はAの所有に属する酒類であり (③充足), C は本件譲渡担保契約に基づき倉庫内の酒類につき占有改定の方 法によって引渡を受けている (④充足)。

- (4) 以上よりCは第三者に対して本件譲渡担保契約の有効性を主張することができる(①の主張)。
- 2 小問(2)
 - (1) Cは、Aが本件ウイスキーを事由に転売できることを理由に本件 ウイスキーの所有権はAにあり、本件譲渡担保契約の効力が及ぶと 主張し、Dは、これに対して所有権留保特約により所有権は自己に ありAの所有に属さないことから、譲渡担保契約の効力は及ばない と反論することが考えられる(③の主張)。そこで本件ウイスキー 売買契約の所有権留保の特約の有効性を検討する。
 - (2) 所有権留保権者が、搬入先における転売等を包括的に承諾している場合には、実質的に売主に所有権が帰属しており担保的効力を有するに過ぎないとも思える。しかし、特約の趣旨が転売等によって自らに支払われる売買代金を確保させるためであると考えられるときには、転売等が可能であったことを以って、留保所有権者から売主に所有権が移転したとすることはできないといえる。
 - (3) 本件では、DはAに対し、本件ウイスキーの転売を包括的に認めているものの、同時に、代金の完済まではDに所有権が留保されることを約していることから、転売を認めた趣旨は、自らに対する売買代金を確保させるためであると解される。よって、転売を認めていることをもって実質的にAに本件ウイスキーの所有権が移っているとはいえない。
 - (4) また、本件ウイスキーは他のウイスキーと区別できる以上混和 (245条、243条) によってAのウイスキーとなる余地もない。
 - (5) 以上のことから、Dは、Cに対して、所有権留保特約に基づき、 本件ウイスキーの所有権を主張することができる。 以上

— MEMO —



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LU21588